

平成21年4月22日 稲垣会長より その2

お世話になります。

以下、ご質問を賜りました。回答申し上げます。

先ほどの独居高齢者件について教えていただきたいのですが、認知症加算と独居高齢者加算をとるようにした場合、重要事項説明書と居宅介護支援契約書にもその加算を取るにあたっての資料請求等を載せたほうがいいのでしょうか？各務原市はどう言ってみえるのでしょうか？

皆さんの事業所でどのようにされてみえるのか良い方法があれば教えていただきたいのですが・・・よろしく願います。

お忙しいところ申し訳ありません。

岐阜県に確認しました。

利用者様負担が増えることでもなく、一律の制度改正に伴う為、既存の利用者様に重要事項を取り直す必要までは無いそうです。

ただ、今後の人について、重要事項説明書を変更していくことと、今回は変更した点について別添資料を交付して説明し、その説明した部分を記録しておくこととのことでした。制度がこう変わったから、事業所として請求するよ、利用者の負担はありませんよという文書をつくり、交付し（サインは不要と確認した）その経過を、支援経過に記載する、という流れだそうです。

その追加文書はどんなものですか？ということを知いたら

各事業所で作ってくださいってさ。頭悪いなあ。指し示されていないということは基準に満たしてやって入れば好きにやってくださいということみたいです。悲しいです。

どなたか、もしその書面をつくられて、その書面をみんなに開示していいよって文書を作られた方、是非、事務局へメールください。皆様で手間を省いて共有できると嬉しいです。

ほか、協力頂ける方にも相談しておきます。よろしくご査収下さい。

介護保険サービス事業者協議会居宅支援事業部会
株式会社 五月商店介護支援部 稲垣光晴